**【地域密着型サービス事業所関係　目次】**

**資料2**

1． 実地指導及び指定更新について 3

(1) 実地指導について

① 本年度の実施状況及び主な指摘事項

② 令和４年度の実施方針（予定）

(2) 指定更新について

① 令和４年度の対象事業所数

② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

③ その他

2． 各種申請、届出及び手続きについて 5

(1) 令和４年度の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

(2) 申請書及び届出書等における様式の変更及び提出方法について

3． 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い及び対応等について 7

(1) 全般について

(2) 運営推進会議の開催方法について

4． その他 8

(1) 高齢者虐待の防止について

(2) 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

(3) 認知症対応型共同生活介護における外部評価について

(4) 令和４年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

(5) 業務管理体制に関する届出について

5． 関連資料一覧 10

**お願い**

１．本資料は、令和4年3月11日（金）時点までに入った国からの情報（令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

　　参考：令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

　　　　　（<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24316.html>）

２．本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いします。

# 実地指導及び指定更新について

## 実地指導について

### 本年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

・R4.3.1現在の市内地域密着型サービス事業所数（休止を除く）…55事業所

・実地指導実施事業所…4事業所

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、事業所内での確認等が困難であるため事前提出書類に基づき指導を行った事業所を含む。

　　　 　主な指摘事項

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 主な内容 |
| 口頭指摘 | ・各種計画の整備、適切な保管及び定期的な見直し |
| 文書指摘 | ・避難訓練の未実施・運営推進会議の未開催 |

### 令和４年度の実施方針（予定）

・指定有効期間内に最低１回の指導

・各種加算を算定している場合、算定要件に必要となる挙証資料を重点的に確認

・R4.10.1～R5.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施

## 指定更新について

### 令和４年度の対象事業所数

・R4.4.1～R5.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…5事業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（全体の約9％）

### 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 事務内容 |
| ｎ－３月中旬頃 | 更新申請受付通知の発送（市→事業所） |
| ｎ－２月下旬まで | 更新申請書類の提出（事業所→市） |
| ｎ－１月下旬まで | 指定通知の発送（市→事業所） |
| ｎ月１日 |  指定更新期間開始 |

### その他

　　　　 消防法及び建築基準法に基づく基準に適合していることの確認について

　　　　 　 国から「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、栃木県では平成28年4月から、「新規指定」又は「更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法令に基づく基準に適合していること及び当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することとしている。【参考：資料2-1】

　　　　　　 本市においても、栃木県に準じて確認しており、「更新」の際に更新申請書類の一部として「消防法及び建築基準法に基づく基準に適合していることを確認できる書類」を提出いただいているところであるが、特に平成28年3月以前に指定を受けた事業所において、基準不適合となる部分があるため改善が必要となる場合が見受けられる。基準適合のための改善に長期間を要し、更新までに間に合わない場合もあるため、できるだけ早期に確認いただき、ご対応願いたい。

　　　　　　対象サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護を除いた地域密着型（介護予防）サービス

更新申請に係る添付書類の見直しについて

本市における指定更新申請書及び添付書類について、介護保険最新情報vol.955及び956【参考：資料2-2、資料2-3】等を踏まえて見直しを行い、令和4年4月1日から様式等の一部を改正する。令和4年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

　　　　　 　《主な改正内容》

 　・指定（更新）申請書について、改正前は「新規指定」と「更新」を同一の様式としていたが、改正後はそれぞれ別様式とし、新様式として「指定更新申請書」を追加する。

　　　　　　 　・国から提示された様式例及び介護保険法施行規則を参考に、更新申請の際に添付すべき書類及び各添付書類における省略の可否を改める。

併せて、指定申請書、変更届出書及び再開届出書等の様式についても同様に見直しを行い、様式の一部を改正する。詳細は、5ページ「2．各種申請、届出及び手続きについて　(2) 申請書及び届出書等における様式の変更及び提出方法について」を確認いただきたい。

なお、 改正後の各種様式等は栃木市ホームページに掲載する。

 《掲載場所》

　　　　　　　 トップページ ＞ 組織でさがす ＞ 保健福祉部 ＞ 高齢介護課 ＞ 事業所の方へ ＞ 地域密着型サービス事業所の指定・各種届出について

　　　　 　　《対象ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/48334.html

提出方法の変更について

介護分野の文書に係る負担軽減等の観点から、直接持参又は郵送による提出のほか、電子メールによる提出を可能とする。

電子メールによる提出の場合は、指定更新申請書及び各添付書類をそれぞれＰＤＦ化した上で送付いただきたい。

# 各種申請、届出及び手続きについて

## 令和４年度の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

別途通知するとともに、様式及び関係通知等を市ホームページに掲載予定であるので、詳細はそちらを確認いただきたい。

なお、提出期限については、過日の国通知【参考：資料2-4】に記載のとおり**令和4年4月15日（金）必着（※郵送の場合、当日消印有効）**とする予定である。

また、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（老人保健課）【参考：資料2-5】に記載のとおり、令和4年10月以降について臨時の介護報酬改定が行われ、新加算として「介護職員等ベースアップ等支援加算」が加わる予定である。国から詳細情報が入り次第、指定地域密着型サービス事業者宛て情報提供を行う予定であるので、随時確認いただきたい。

## 申請書及び届出書等における様式の変更及び提出方法について

指定（更新）に係る申請書類及び各種届出書の一部改正について

指定（更新）に係る申請書類及び各種届出書について、介護保険最新情報vol.955及び956【参考：資料2-2、資料2-3】等を踏まえて見直しを行い、令和4年4月1日から様式等の一部を改正する。

主な改正内容は、以下の2点である。

　　・指定（更新）申請書及び各種届出書について、国が提示した様式例に改める。

　　・新規指定申請又は更新申請の際に添付すべき書類及び各添付書類における省略の可否について、国から提示された様式例及び介護保険法施行規則を参考に改める。

改正後の各様式等について、市ホームページに掲載するので確認いただき、令和4年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

 　《市ホームページ掲載場所》

　　　　　　　トップページ ＞ 組織でさがす ＞ 保健福祉部 ＞ 高齢介護課 ＞ 事業所の方へ ＞ 地域密着型サービス事業所の指定・各種届出について

　　　　 　《対象ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/48334.html

また、各種加算に係る届出書等の様式について、国において令和4年3月末までに様式例を整備予定であるとのことから、国から情報が入り次第、事業者宛て周知するとともに市ホームページに掲載する予定である。

各種申請（届出）書類の提出方法について

介護分野の文書に係る負担軽減等の観点から、直接持参又は郵送による提出のほか、電子メールによる提出を可能とする。

電子メールによる提出の場合は、各種申請（届出）書類をそれぞれＰＤＦ化した上で送付いただきたい。

# 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い及び対応等について

## 全般について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、随時、厚生労働省事務連絡通知や介護保険最新情報等により示されているところであるが、令和4年度においても引き続き同様の取扱いとする。

なお、これまでに示されている人員基準等の臨時的な取扱い及び感染防止に向けた対応等に関する情報等については、厚生労働省ホームページにて項目ごとにまとめて掲載されているので、適宜参照いただきたい。

　《掲載場所（対象ページのURL）》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00089.html

## 運営推進会議の開催方法について

介護保険最新情報vol.773【参考：資料2-6】の「感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」等を踏まえ、本市においては、引き続き令和4年度においても、感染状況等を鑑みて参集方式による開催ができない場合には、代替として書面による開催を可能とする。書面による開催の場合は、その旨を記載いただきたい。

また令和3年運営基準改正により、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して実施することが可能となったことから、当該方法による開催についても検討いただきたい。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては上記の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えていただきたい。

# その他

## 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について、国が取りまとめた令和2年度の調査結果によると、要介護施設従業者等による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数ともに昨年度と比較して減少したとのことである。減少に転じた要因の１つとしては、通報の必要性は定着しつつあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う介護施設等における面会禁止や制限等の影響により、家族・親族からの相談・通報件数が減少したことが挙げられている。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、引き続き虐待の未然防止や早期発見等に努めていただくようお願いする。

また、場合により身体的虐待に当たる可能性がある「身体拘束」についても、国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」や「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いする。

## 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

令和3年運営基準改正により、「虐待の防止に係る措置」として、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任の担当者を定めることが義務付けられている。当該措置は、3年間の経過措置により令和6年3月31日まで努力義務であり、令和6年4月1日から義務化となる。体制が未整備である事業者においては、具体的な内容について国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を確認いただいた上で、できるだけ速やかに体制整備を行っていただきたい。

なお、国の解釈通知は、厚生労働省ホームページにも掲載されている。

　　　　　《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者　福祉 ＞ 介護報酬 ＞ 令和3年度介護報酬改定について

　　　　　《対象ページのURL》

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772387.pdf

併せて、運営規程に記載しなければならない重要事項の1つとして「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されている。運営規程を変更する場合には、本市宛て変更届及び関係書類を提出いただきたい。

## 認知症対応型共同生活介護における外部評価について

令和3年運営基準改正により、第三者による外部評価の方法の１つとして「運営推進会議における評価」が可能となっている。認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に１回以上「県が指定する外部評価機関による評価」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかの評価を受けることとなる。

なお、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の1つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことについて、この継続年数に参入することができるのは、「県が指定する外部評価機関による評価」を行った場合に限られる。「運営推進会議を活用した評価」を行った場合は、外部評価の実施回数を緩和できないことに注意いただきたい。

## 令和４年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本市においては、令和4年度においても同様に、国から栃木県を経由して協議に係る連絡通知が発出され次第、指定地域密着型サービス事業者所宛て通知する予定であるので、遺漏のないようお願いしたい。

なお、令和4年度においては、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【参考：資料2-7】に記載のとおり、4月中に、国から都道府県宛て協議に係る事務連絡が発出される予定であるため、協議希望を予定する事業者においては準備を進めていただきたい。

その他令和4年度の対象事業、スケジュール（予定）及びその他留意事項等の詳細については、資料2-7を確認いただきたい。

## 業務管理体制に関する届出について

介護保険法において、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取り消し事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けている。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることが必要である。

なお、業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したときだけでなく、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときについても遅滞なく行うこととされているため、遺漏のないようお願いしたい。

# 関連資料一覧

資料2-1：高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類

資料2-2：介護保険最新情報vol.955（令和3年3月30日）

「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その２）」の送付について

資料2-3：介護保険最新情報vol.956（令和3年3月30日）

　指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その２）

　　資料2-4：令和4年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る提出期限について

資料2-5：令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（老人保健課）

　　　　　※該当部分のみ抜粋

資料2-6：介護保険最新情報vol.773（令和2年2月28日）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）

資料2-7：令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）

※該当部分のみ抜粋